

厚木市子ども育成条例改正 方針についての意見交換会

日時：9月18日（木）午後6時

場所：厚木市役所本庁舎4階大会議室

本日の内容

- 1 厚木市子ども育成条例とは
- 2 条例改正の趣旨
- 3 条例改正の考え方
- 4 主な改正点
- 5 条例改正のスケジュール
- 6 意見交換

1 厚木市子ども育成条例とは

(目的)

第1条 この条例は、本市の豊かな自然の中で、子どもが元気で心豊かに成長するための取組に関し、基本理念を定めるとともに、父母その他の保護者も子どもと共に成長できるよう応援することにより、本市の子育て環境の充実を図ることを目的とする。

平成24年12月25日 公布

平成25年4月1日 施行

1 厚木市子ども育成条例とは

第2条・・・基本理念

第3条～5条・・・役割、責務

第6条～13条・・・施策の推進

第14条～16条・・・附属機関

第17条・・・その他

1 厚木市子ども育成条例とは

市

子ども育成条例

H24.12月制定

条例制定後はプラン策定を義務化

市

あつぎ子ども未来プラン

(計画期間 H22～R 6 (3期15年))



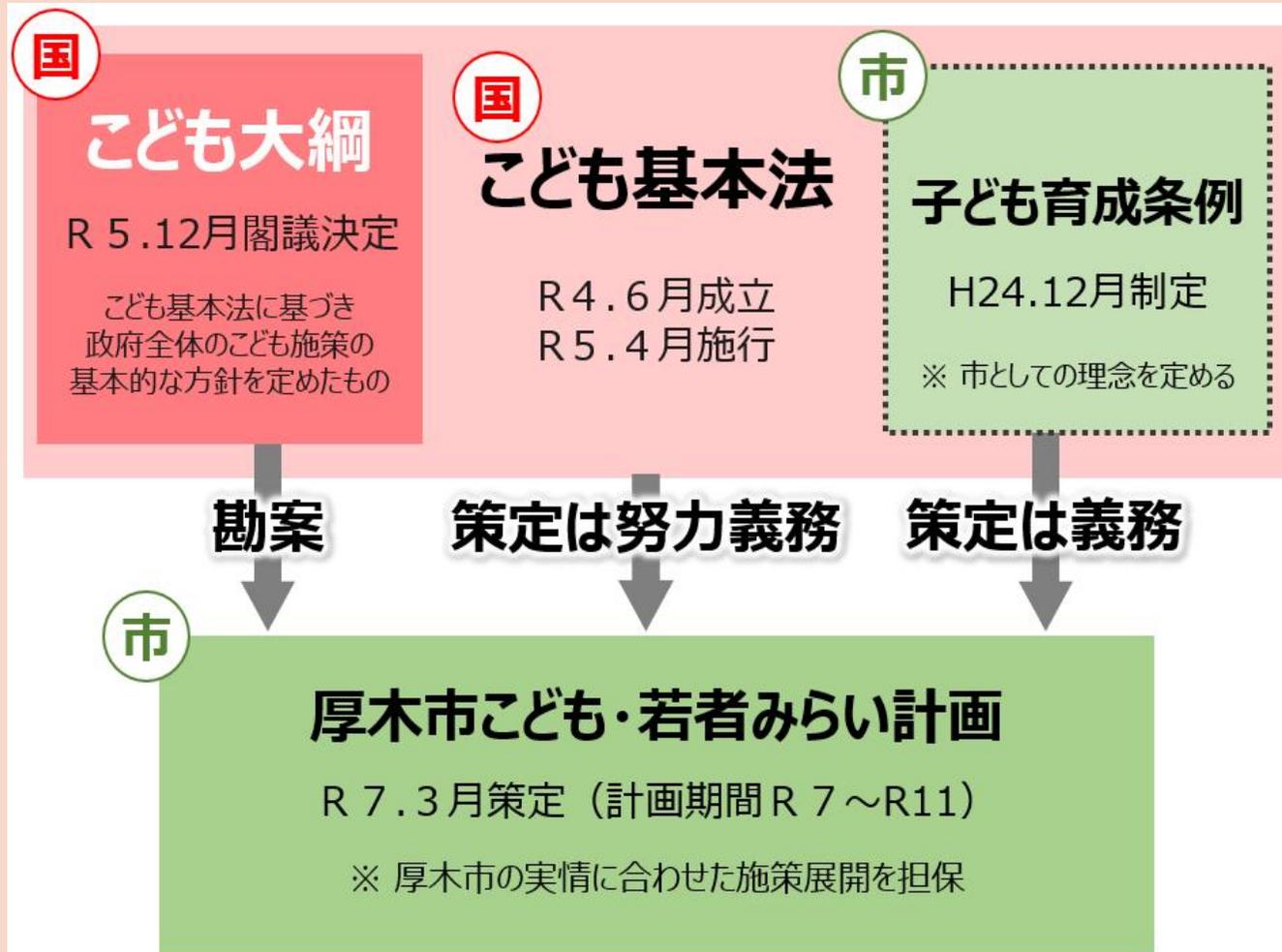
2 条例改正の趣旨

令和4年6月 こども基本法制定

令和5年4月 こども家庭庁発足

令和5年12月 こども大綱策定

2 条例改正の趣旨



2 条例改正の趣旨

第3条第1号
こどもの人権の
尊重・差別の防
止

第3条第2号
こどもの健やか
な成長と教育を
受ける権利

第3条第3号
こどもの意見表
明と社会参画

こども基本法 基本理念

第3条第4号
こどもの最善の
利益の優先

第3条第5号
子育て家庭のサ
ポート・家庭環
境の整備

第3条第6条
子育てに夢と喜
びを感じられる
社会の実現

2 条例改正の趣旨

第2条第1号
こどもの成長する力の
支援

こども育成条例 基本理念

第2号第2号
保護者の子育ての喜び
を深める支援

第2号第3号
地域社会による子育て
支援

3 条例改正の考え方

第2条第1号
こどもの意見と最善の
利益の尊重

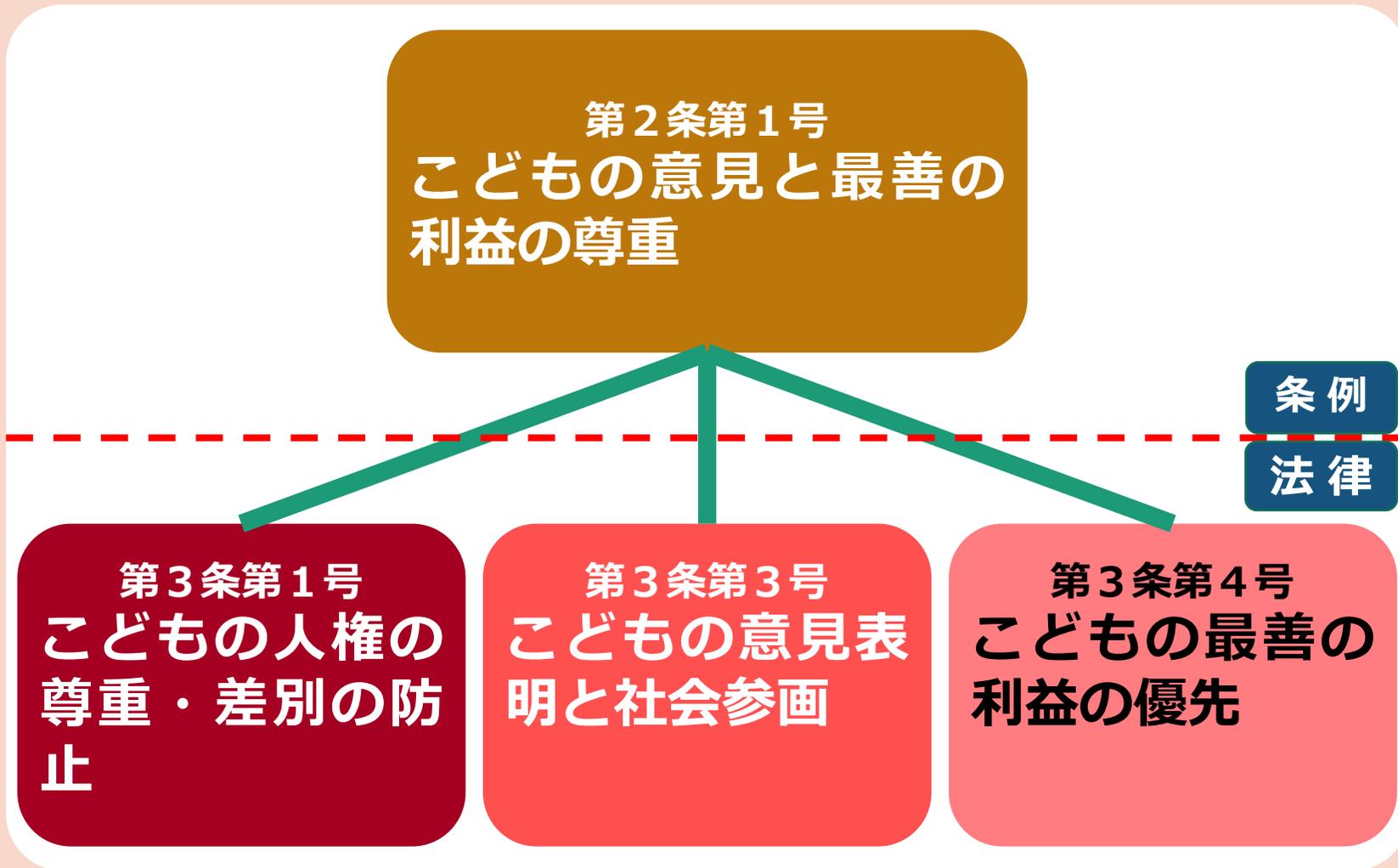
第2条第2号
こどもの成長する力の
支援

こども育成条例 基本理念

第2号第3号
保護者の子育ての喜び
を深める支援

第2号第4号
地域社会による子育て
支援

3 条例改正の考え方



こども基本法と子ども育成条例（改正後）の基本理念の主な対応関係

3 条例改正の考え方

第2条第2号
こどもの成長
する力の支援

第2号第3号
保護者の子育て
での喜びを深
める支援

第2号第4号
地域社会によ
る子育て支援

条例

法律

第3条第2号
こどもの健や
かな成長と教
育を受ける権
利

第3条第5号
子育て家庭の
サポート・家
庭環境の整備

第3条第6条
子育てに夢と
喜びを感じら
れる社会の実
現

こども基本法と子ども育成条例（改正後）の基本理念の主な対応関係

4 主な改正点

- 1 条例の題名を始め、条例中で用いる「子ども」の表記を平仮名に変更します。
- 2 基本理念について定める条例第2条に、法の趣旨を踏まえる旨を追加します。

4 主な改正点

3 法が定める基本理念の趣旨を踏まえて、こどもの人権尊重並びにこどもの意見表明及びその尊重に関する基本理念を条例第2条に加え、基本理念を4本立てとします。

4 児童虐待、ヤングケアラー問題、こどもの貧困など、こどもを取り巻く様々な課題に対応しながら、本市の子育て環境の更なる充実を図る上では、市民が果たすべき役割は重要になることから、「市民の役割」を定める規定を設けます。

4 主な改正点

5 条例第2条に新たにこどもの意見表明の機会を確保し、及びその意見を尊重する旨の基本理念を設けることに伴い、こどもに関する計画等にこどもの意見を反映させることを担保するための規定を新たに設けます。

6 子ども育成推進委員会の所掌事項を、「市が実施する子育て環境の充実を図るための施策の審議」とし、併せて、子ども・子育て支援法の規定に基づく合議制の機関を兼ねるものと再定義します。

5 条例改正のスケジュール

【パブリックコメント】（予定）

令和7（2025）年11月1日

～12月1日

【改正条例公布・施行】（予定）

令和8（2026）年3月

6 意見交換

厚木市子ども育成条例の改正方針について、御参加の皆様から御意見等を頂きたいと存じます。

御意見等がある方は、挙手をお願いいたします。

なお、御質問にはこの場でお答えいたしますが、御意見や御提案については、後日市の考え方と併せて御意見の概要を公表させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

本日は、御参加いただきありがとうございました。

お気を付けてお帰りください。

◆意見等提出用紙 提出先

窓口・郵送：〒243-8511 こども育成課（第二庁舎3階）

ファックス：046-225-4612

Eメール：2180@city.atsugi.kanagawa.jp